

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運用要領（例規通達）

平成11年3月23日

交企第175号

第1 趣旨

地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運用については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「国家公安委員会規則」という。）、山口県道路交通規則（昭和47年山口県公安委員会規則第3号。以下「県規則」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する内規（平成2年山口県公安委員会内規第4号。以下「内規」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 推進委員

1 委嘱

(1) 警察署長による推薦

県規則第28条に規定する推進委員の活動区域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、内規第2条第1項の規定による推進委員の推薦に当たっては、活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、適任者を選定すること。

(2) 委嘱の要件

ア 法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところによる。

(ア) 「地域における交通の状況について知識を有すること」とは、原則として活動区域に相当期間居住し、又は勤務し、地域における交通に関する知識を有していることをいう。

(イ) 「人格及び行動について、社会的信望を有すること」とは、人格・識見ともに優れ、行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。

(ウ) 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」とは、交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

(エ) 「生活が安定していること」とは、経済的、社会的、家庭的にみて、その人の生活基盤が安定していることをいう。

(オ) 「健康で活動力を有すること」とは、心身ともに健康であり、推進委員

としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

イ 委嘱の要件を満たす限りにおいては、高齢者であっても支障はないが、活動力等の面から、十分に適格性を判断すること。

(3) 身分証明書及び標章

ア 警察署長は、委嘱された推進委員に対し、国家公安委員会規則第6条の身分証明書及び同規則第7条の標章を交付するものとする。

イ 身分証明書及び標章は、推進委員がその任期を満了したとき又は推進委員でなくなったときは、警察署長に返納させるものとする。

(4) 関係住民に対する周知

警察署長は、推進委員が委嘱されたときは、推進委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域をウェブサイトや市町広報紙、自治会報等に掲載するなどして、遅滞なく推進委員の活動区域の住民に周知させるものとする。

2 人員

委嘱する推進委員の人員は、別に定める。

3 任期

推進委員の任期については、委嘱した時から2年とし、再任することができる。

ただし、欠員が生じた場合の補充の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 活動

(1) 活動区域

推進委員の活動区域は、原則としてその委嘱に係る地域であるが、当該活動区域における交通の安全と円滑に資するための活動については、地理的に当該活動区域外の地域であっても、その活動を行うことができる。この場合において、推進委員は、あらかじめ、推進委員の所属する協議会を通じて、警察署長に届け出るものとする。

(2) 活動要領

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び国家公安委員会規則第4条各号に規定する推進委員の具体的活動要領については、別に定める。

5 推進委員に対する講習

(1) 講習の内容

警察本部長（以下「本部長」という。）は、国家公安委員会規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習（以下「講習」という。）を次の事項について行うものとする。

ア 道路交通の現状に関すること。

イ 道路交通関係法令の基礎的な知識に関すること。

ウ 推進委員としての心構えに関すること。

エ 推進委員の活動要領に関すること。

オ 交通安全教育の実施要領に関すること。

## (2) 講習の実施時期

講習は、推進委員として委嘱した後速やかに行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

## (3) 講習の実施方法

講習は、原則として対面によることとするが、受講者の要望を踏まえ、オンラインによることも可能とする。

## 6 推進委員に対する指導

### (1) 指導の対象

本部長は、全推進委員を対象とした一般的な指導のほか、個別の推進委員に対する指導をすることができる。

### (2) 指導事項

指導は、推進委員としての活動内容に関する事項のほか、国家公安委員会規則第5条等に規定する推進委員としての義務を守らせることについても行うものとする。また、推進委員にその活動区域を守らせたり、遵守事項に違反する活動をしてないようにさせたりする消極目的のもののほか、推進委員の活動を効果的、効率的に行うことができるようにするための積極目的のものも指導事項に含むものとする。

### (3) 指導の方法

- ア 講習及び山口県交通安全活動推進センターの行う研修
- イ 協議会の会長等の招致
- ウ 指導文書の配布
- エ 警察職員による随時の巡回指導
- オ 勤務怠慢、遵守事項違反等の問題のある推進委員に対する個別の指導

## 7 解嘱

### (1) 解嘱の要件

ア 第2の1の(2)に規定する委嘱の要件の判断基準に基づき、法第108条の29第1項各号に掲げるいずれかの要件を欠くに至ったとき。

イ 法第108条の29第3項又は国家公安委員会規則第5条に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、推進委員の活動を行うことを怠ったとき。この場合において、活動を行うことを怠ったか否かの判断は、本部長の指導内容、協議会における活動基準等の申合せ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて著しく活動が低調であるか否かにより判断すること。

ウ 推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的、反道徳的な行為をしたとき。

### (2) 公安委員会への報告

警察署長は、推進委員が解嘱の要件に該当すると認めたときは、地域交通安全活動推進委員解嘱事由報告書（別記第1号様式）により本部長を経由して公

安委員会へ報告するものとする。

## 8 辞職

### (1) 公安委員会への報告

警察署長は、推進委員の心身の故障その他の理由による辞職の申出を受けた場合には、地域交通安全活動推進委員辞職申出事由報告書（別記第1号様式）により公安委員会に報告し、その承認を得るものとする。

### (2) 辞令

推進委員の辞職の承認は、辞令（別記第2号様式）により行うものとする。

## 第3 協議会

### 1 設置

(1) 法第108条の30第1項及び県規則第28条の規定により、各警察署の管轄区域ごとに協議会を置く。また、各地区の協議会が行う活動についての連絡及び調整を図るとともに、推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項を協議することを目的として、協議会の会長により組織する山口県地域交通安全活動推進委員協議会（以下「県協議会」という。）を置く。

(2) 協議会及び県協議会の事務を処理するための事務局は、協議会にあっては当該協議会が置かれている区域を管轄する警察署に、県協議会にあっては警察本部に置くものとする。

### 2 運営

協議会及び県協議会の運営については、それぞれの協議会が定める会則による。

### 3 推進委員の応援派遣

協議会は、他の協議会から推進委員の応援派遣の要請があったときは、派遣の期間及び活動地域を定めてその所属する推進委員を派遣することができるものとする。この場合において、派遣を行う協議会は、派遣について推進委員の同意を得るとともに、警察署長に届け出るものとする。

### 4 意見の申出

#### (1) 内容

協議会は、法第108条の30第3項の規定により、公安委員会の所掌に係る事務の範囲内において、推進委員の活動に関して必要な意見の申出を行うものとする。この場合において、公安委員会として直接処理できない事務について申し出ることにはできないが、関係機関に働きかけて必要な措置を講じるよう申し出ることには可能である。

#### (2) 申出先

活動区域に係る警察署の事務に関する意見については警察署長（当該意見が複数警察署に係るものにあつては、それぞれの警察署の長）に、その他の意見については警察署長を経由して公安委員会に申し出るものとする。

#### (3) 意見に対する措置

ア 公安委員会に対する意見の申出を受理した警察署長は、申出に関する警察

署長の意見を付し、公安委員会に送付するものとする。

イ 協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内でこれを当該協議会に連絡するものとする。

## 5 報告又は資料の提出

### (1) 対象事項

国家公安委員会規則第14条の規定により、報告又は資料の提出を求めることができる事項は、業務の実施状況、役員の選任手続状況、会計の処理状況等の協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項とする。

### (2) 警察署長の権限

国家公安委員会規則第14条の規定は、協議会の適正な運営を確保するため、必要があると認める場合における公安委員会の権限を定めたものであるので、日常的な業務指導の一環として、警察署長が必要な報告連絡を求めることを妨げない。

## 6 勧告

### (1) 対象事項

国家公安委員会規則第15条の規定により、公安委員会が勧告することのできる事項は、業務の実施方法、役員の選任手続、役員の解任、会計処理等の協議会の運営に係る事項である。

### (2) 警察署長の権限

国家公安委員会規則第15条の規定は、協議会の運営に関し改善の必要があると認める場合における公安委員会の権限を定めたものであるので、日常的な業務の一環として、警察署長が必要な業務指導をすることを妨げない。

## 7 その他

### (1) 交通関係機関・団体との関係

協議会の運営に当たっては、交通関係機関・団体との関係に十分配慮するものとする。

### (2) 協議会の会則

協議会の定める会則のうち、推進委員の担当する地区又は活動内容に関すること、役員の選任及び解任に関すること、意見の申出の決定に関すること及びその他重要と認められることについては、警察署長と十分な事前協議を行うものとする。

## 第4 災害等の報告

推進委員の活動に際して、災害等が発生した場合は、早期に本部長に報告するものとする。

別記

第1号様式（第2関係）

第 号  
年 月 日

山口県公安委員会 殿

警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員

解 嘱 事 由  
辞職申出事由

報告書

辞 職

次の地域交通安全活動推進委員の

解 嘱 事 由  
辞職申出事由

について報告します。

協 議 会 名	
住 所	
氏 名	
職 業	
生 年 月 日	
解嘱事由又は 辞職申出事由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第2関係）

山口県公安委員会

辞 令

<p>(氏名)</p>	<p>(現職名)</p> <p>地域交通安全活動推進委員</p>
<p>(発令事項)</p> <p>地域交通安全活動推進委員の辞職を承認します</p>	
<p>年 月 日</p> <p>山口県公安委員会</p>	